

用語の定義

調査年

「第1回」～「第13回」とは、それぞれの回の調査で把握した項目で、各調査年は次のとおり。

第1回(第1回調査)	平成17年	第8回(第8回調査)	平成24年
第2回(第2回調査)	平成18年	第9回(第9回調査)	平成25年
第3回(第3回調査)	平成19年	第10回(第10回調査)	平成26年
第4回(第4回調査)	平成20年	第11回(第11回調査)	平成27年
第5回(第5回調査)	平成21年	第12回(第12回調査)	平成28年
第6回(第6回調査)	平成22年	第13回(第13回調査)	平成29年
第7回(第7回調査)	平成23年		

世帯構成

同居している者の続柄から分類している。「単独世帯」「夫婦のみの世帯」以外は、兄弟姉妹やその他の親族がいる場合を含む。親には配偶者の親も含む。

「単独世帯」

配偶者の有無を問わず、本人以外に同居者がいない場合をいう。

「夫婦のみの世帯」

本人と配偶者以外に同居者がいない場合をいう。

「三世帯世帯」

本人が親・子と同居している、本人が子・孫と同居している、又は子の有無を問わず本人が親・孫と同居している場合をいう。

「親あり子なしの世帯」

本人と親が同居していて、子がいない場合をいう。

「親なし子ありの世帯」

本人と子が同居していて、親がいない場合をいう。

「その他の世帯」

上記以外の場合をいう。

健康状態の変化

「第1回からずっと「よい」」

第1回から第13回までの健康状態において、継続して「よい」と回答した者をいう。

「「わるい」から「よい」に変化」

第1回の健康状態が「わるい」と回答した者のうち、第2回から第13回までの間に「よい」と回答があった後、第13回まで継続して健康状態が「よい」場合をいう。

「第1回からずっと「わるい」」

第1回から第13回までの健康状態において、継続して「わるい」と回答した者をいう。

「「よい」から「わるい」に変化」

第1回の健康状態が「よい」と回答した者のうち、第2回から第13回までの間に「わるい」と回答があった後、第13回まで継続して健康状態が「わるい」場合をいう。

「その他の変化」

第1回で「よい」または「わるい」と回答した者のうち、第13回までに「わるい」「よい」または「よい」「わるい」を繰り返した者をいう。

継続して健康維持のために心がけていること

健康維持のために心がけていること(「お酒を飲み過ぎない」「たばこを吸い過ぎない」「適度な運動をする」「年に1回以上人間ドックを受診する」「食事の量に注意する」「バランスを考え多様な食品をとる」「錠剤、カプセル、顆粒、ドリンク状のビタミンやミネラルを摂取する」「適正体重を維持する」「食後の歯磨きをする」「適度な休養をとる」「ストレスをためない」「特にない」)について、第1回から第13回まで継続して同じ内容を選択したものをいう。

運動状況

「第1回から運動している」

第1回から第13回まで、調査時に「運動している」と回答した場合をいう。

「運動「していない」から「している」に変化」

第1回に「運動していない」と回答した者のうち、第2回から第13回までの間に「運動している」と回答があった後、第13回まで継続して「運動している」場合をいう。

「運動「している」から「していない」に変化」

第1回に「運動している」と回答した者のうち、第2回から第13回までの間に「運動していない」と回答があった後、第13回まで継続して「運動していない」場合をいう。

「第1回から運動していない」

第1回から第13回まで、調査時に「運動していない」と回答した場合をいう。

「その他の変化」

第1回で「運動している」または「運動していない」と回答した者のうち、第13回までに「運動していない」「運動している」または「運動している」「運動していない」を繰り返した者をいう。

就業状況

「仕事をしている」

ふだん収入になる仕事をしている場合をいう。

「仕事をしていない」

ふだん収入になる仕事をしていない場合をいう。

仕事のかたち

「自営業主」

個人経営の商店主・工場主・農業主等の事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者等をいう。

なお、法人組織(株式・合資・合名の各会社)になっている商店の経営者の場合は、「会社・団体等の役員」としている。

「家族従業者」

農家や個人商店等で農作業や店の仕事等を手伝っている家族をいう。

「会社・団体等の役員」

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事(長)・監事、公団や事業団の総裁・理事等をいう。

なお、部長、課長等のいわゆる管理職の場合は、理事等の役員になっていなければ、含まれない。

「正規の職員・従業員」

会社・団体・官公庁・個人商店等に雇用期間の定めなく雇われている人をいう。

「パート・アルバイト」

就業時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又は、それらに近い呼称で呼ばれている人をいう。

「労働者派遣事業所の派遣社員」

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

「契約社員・嘱託」

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人や雇用期間の定めのある人、労働条件や契約期間に関係なく、勤務先で「嘱託職員」又は、それに近い呼称で呼ばれている人をいう。

「家庭での内職など」

家庭で賃仕事をしている人をいう。

「その他」

仕事のかたち「自営業主」～「家庭での内職など」以外をいう。